

発議第 1 号

議案第 24 号 松阪市住民協議会条例に対する附帯決議について

議案第 24 号 松阪市住民協議会条例に対する附帯決議を次のとおり提出する。

平成 28 年 3 月 15 日 提出

松阪市議会議員	植 松 泰 之
	山 本 芳 敬
	山 本 節
	濱 口 高 志
	永 作 邦 夫
	中 島 清 晴

議案第 24 号 松阪市住民協議会条例に対する附帯決議

「議案第 24 号 松阪市住民協議会条例の制定について」が可決されたことで、住民協議会に対する活動交付金の交付については、法的な根拠が確立されたものの、平成 24 年 4 月に松阪市内全 43 地区に設立された住民協議会には、そのあり方や運営等において、検討しなければならない課題がある。

そのことを認識する行政においては、早期に各地区の住民協議会や自治会連合会等から意見等を聴取する場を持ち、課題解消に向け取り組むことを強く求める。

以上、決議する。